大崎上島町告示第５９号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定により、令和７年度及び令和８年度において、町が発注する測量・建設コンサルタント（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第１９条第３号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査の申請手続等について次のように定める。

令和６年１０月１５日

大崎上島町長　谷川　正芳

１　入札参加資格

別表左欄に掲げる業務分野ごとに、同表右欄の業務部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

⑴　年間平均実績高

⑵　自己資本額

⑶　有資格者数

⑷　営業年数

２　入札参加資格の審査に係る申請手続

⑴　申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア　施行令１６７条の４第１項の規定に該当する者

イ　測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ測

量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条の規定による登録を受けていない者

ウ　入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税、地方消費税、法人税、所得税、県税等の滞納がある者

エ　入札参加の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は大崎上島町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から２４月を経過している者を除く。

オ　次の（ア）から（ウ）までに掲げる届出の義務を履行していない者

（ア）雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

（イ）健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

（ウ）厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

⑵　申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、原則、電子申請（大崎上島町の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電機通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、やむを得ない場合においては、窓口における申請をできるものとする。

ア　電子申請

（ア）申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を大崎上島町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。なお、別記の添付書類で必要なものについては、別に総務課に持参又は郵送により提出するものとする。

（イ）申請期間

令和６年１１月１日（金）から令和６年１１月２２日（金）までに電磁的記録を大崎上島町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和６年１１月２９日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により総務課に到達させなければならない。

なお、提出すべき書類が期日までに総務課へ到達しない場合は、申請全体を無効とする。

（ウ）追加申請期間

別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、町長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

イ　窓口における申請

（ア）申請方法

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争参加資格審査申請書（様式第１号）に別記に掲げる書類を添付して申請を行うものとする（Ａ４サイズフラットファイル綴じとする。）。

（イ）申請期間

令和６年１１月１日（金）から令和６年１１月２９日（金）まで（閉庁日を除く。）とする。

なお、提出すべき書類が期日までに総務課へ到達しない場合は、申請全体を無効とする。

（ウ）追加申請期間及び受付時間

別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入

札参加資格の申請については、町長が必要と認めるときは、随時行うことができるものとする。

3　受付票の交付

上記２(2)に定めるところにより申請書を提出した者に対しては、受付票を交付することとし、送料は申請者の負担とする。

4　入札参加資格認定の通知

入札参加資格を認定したときは、これを申請者に通知する。

5　入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和７年度及び令和８年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和９年度以降についても、その取消しの日から２４月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

6　入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和９年３月３１日まで有効とする。ただし、令和９年４月１日以降においても令和９年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和９年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

7　その他の事項

この告示で定めのない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表

業務分野	業務部門
測量	測量一般
	地図の調整
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
	意匠
	構造
	暖冷房
	衛生
	電気
	建築積算
	機械設備積算
	電気設備積算
	調査
地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査
	土地評価
	物件
	機械工作物
	営業・特殊補償
	事業損失
	補償関連
	総合補償
土木関係建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道

	下水道
	農業土木
	森林土木
	水産土木
	廃棄物
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画・施工設備及び積算
	建設環境
	機械
	電気電子
その他	不動産鑑定
	登記手続等
	その他

別記

測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格審査申請に係る添付書類一覧

１　測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し
２　有資格技術職員名簿（様式第２号）
３　大崎上島町に納付すべき町税について滞納がないことを証した書面
４　国税通則法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号）別紙第９号その３又はその３の３による納税証明書
５　希望業務実績調書（様式第３号）
６　法人……直前１年の事業年度についての貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
　　個人……直前１年の事業年度についての貸借対照表及び損益計算書
７　営業所一覧表（様式第４号）
８　使用印鑑届（様式第５号）
９　印鑑証明書
１０　委任状（様式第６号。代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）
１１　返信用封筒（１１０円切手貼付）
１２　受付票（様式第７号）
１３　Ａ４サイズフラットファイル

注１　上記７及び１０に定める書類については、入札参加資格を申

請する日を基準日として作成すること。

2　次に掲げる書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の３月前の日以降に発行されたものを添付すること。

⑴　上記１に定める書類のうち各証明書

⑵　上記４、５及び１０に定める書類

3　上記６及び８に掲げるものを除き複写機による写しでも差し支えない。

4　上記１３については、次に掲げるとおりとする。

⑴　２穴とじ、色指定なしとする。

⑵　添付書類を当該ファイルにつづり、提出すること。

⑶　背表紙に商号又は名称を記入すること。